

民泊新法・・・規約改正していますか？ 個人情報保護法・・・個人情報取扱い 規定作成していますか？

第一部 「急ごう 民泊を禁止する場合の規約改正」 18:30～19:20

講師：鈴木治(浜管ネット副会長)

住宅宿泊事業法(民泊新法)は、30年3月15日から行政による宿泊事業者の受付が始まり、30年6月15日から法律が施行されます。

管理組合が「民泊を禁止」する場合、早急に済ましておかなければならないことがあります。住宅宿泊事業法が施行されてから「民泊を禁止」にすることは大変困難になる場合があります。急いで準備しましょう。

第二部 「個人情報保護法取扱い規定について」 19:30～20:20

講師：加藤壽六(浜管ネット会長)

管理組合も29年5月30日から「個人情報保護法」の対象になっています。

名簿を取得するとき、第三者に公開するとき、名簿の管理方法などルールを決めておくことが必要です。管理組合で対象となる書類についての対応もお話します。

【日時】平成30年1月26日(金) 定員40名(先着順)
18時30分(受付18時10分)～20時30分(終了)

【会場】かながわ県民センター 1501号室

横浜市中区鶴屋町2-24-2(横浜駅西口 徒歩5分) TEL045-312-1121(代)

【参加費】浜管ネット会員無料

その他の方資料代¥1,000

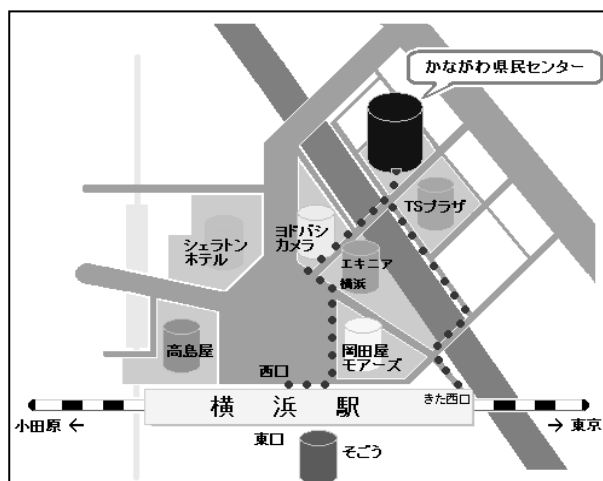
※お申込みは下記へ

NPO 法人

横浜マンション管理組合ネットワーク

FAX 045-910-0210

メール: office@hamakan-net.com



FAXの方は下記ご記入のうえ、お申込みください。

平成30年1月26日 浜管ネット民泊・個人情報セミナー申込書

お名前 (人数分お書きください)			
貴管理組合名又は所属名		住所	
(連絡先) 電話		メールアドレス	